

# 指定作業場の要件に該当する病院は 廃止時に土壤汚染状況調査をする必要があります。

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下、環境確保条例）では、条例に定める特定有害物質を取り扱っていた指定作業場の要件に該当する病院等において、薬剤や体温計等に含まれている特定有害物質の地下浸透のおそれに対し、土壤汚染の有無を調査し、その結果を区や都に報告することを義務づけています。

## < 環境確保条例の土壤汚染状況調査に関する義務 >

### 1 誰が

指定作業場の要件に該当する病院等を設置している方

#### 主な指定作業場の種類

- ・ 病床数が 300 床以上の病院
- ・ ボイラー
- ・ ガス機関（GHP 等）
- ・ 自動車駐車場（駐車台数が 20 台以上のもの）
- ・ 焼却炉

### 2 どんな時に

- （1）病院等を廃止または建替えるとき
- （2）指定作業場の要件に該当しなくなったとき

### 3 どんな物質が対象か

過去を含め、対象となる主な物質は次のとおりです。

物質名	溶出量基準	第二溶出量基準	含有量基準	地下水基準	第二地下水基準
カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L 以下	0.09 mg/L 以下	45 mg/kg 以下	0.003 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
ほう素及びその化合物	1 mg/L 以下	30 mg/L 以下	4,000 mg/kg 以下	1 mg/L 以下	10 mg/L 以下
ふっ素及びその化合物	0.8 mg/L 以下	24 mg/L 以下	4,000 mg/kg 以下	0.8 mg/L 以下	8 mg/L 以下
鉛及びその化合物	0.01 mg/L 以下	0.3 mg/L 以下	150 mg/kg 以下	0.01 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下
六価クロム化合物	0.05 mg/L 以下	1.5 mg/L 以下	250 mg/kg 以下	0.05 mg/L 以下	0.5 mg/L 以下
セレン及びその化合物	0.01 mg/L 以下	0.3 mg/L 以下	150 mg/kg 以下	0.01 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.0005 mg/L 以下 かつアルキル水銀が 検出されないこと	0.005 mg/L 以下 かつアルキル水銀が 検出されないこと	15 mg/kg 以下	0.0005 mg/L 以下 かつアルキル水銀が 検出されないこと	0.005 mg/L 以下 かつアルキル水銀が 検出されないこと
砒素及びその化合物	0.01 mg/L 以下	0.3 mg/L 以下	150 mg/kg 以下	0.01 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下

注意1 他の特定有害物質の取扱いについても確認する必要があります。

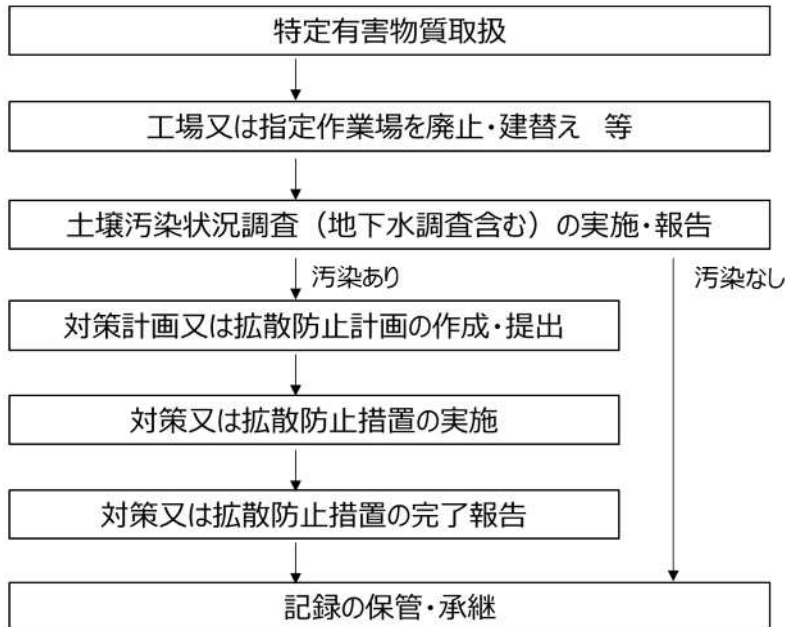
注意2 特定有害物質が含まれているかどうかは安全データシート(SDS)等で確認が必要です。

注意3 カドミウムの基準が強化されています。

## 4 どんなことを行う必要があるか

- (1) 土壌汚染の有無を確認するため、土壌汚染状況調査の実施と区への報告
- (2) 調査の結果、基準を超えた場合には汚染対策又は拡散防止の実施と区への報告

## 5 土壌汚染状況調査・対策の流れ（概略）



- ※ 調査は土壌汚染対策法に基づく指定調査機関に依頼してください
- ※ 調査を行わず土地の譲渡等があった場合は、土地譲受者も調査の実施・報告の義務を負います
- ※ 汚染の有無にかかわらず、区が台帳を調整し公開します

### < 土壌汚染対策法の土壌汚染状況調査に関する義務 >

有害物質使用特定施設の廃止時には、環境確保条例と合わせて土壌汚染対策法も適用され調査報告義務が生じます。

### < 問合せ先 >

環境確保条例第 116 条、第 116 条の 2 について  
江戸川区 環境部 環境課 指導係  
〒132-8501 江戸川区中央 1-4-1 江戸川区役所北棟 3 階 番窓口  
電話 03-5662-1995(直通)

### 土壌汚染対策法について

東京都 環境局 環境改善部 化学物質対策課 土壌地下水汚染対策係  
〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1 都庁第二本庁舎 20 階  
土壌汚染総合相談窓口 電話 03-5388-3468(直通)